

# 令和6事務年度における相続税の調査等の状況

令和7年12月  
札幌国税局

## I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

## II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 贈与税の実地調査の状況

## III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

# I 相続税の調査等の状況

## 1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、相続税の実地調査を実施しました。

令和6事務年度においては、実地調査件数は291件（対前事務年度比117.8%）、追徴税額合計は13億2千2百万円（同86.5%）でした。

## ○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	247	291	117.8
②	申告漏れ等の非違件数	件	206	246	119.4
③	非違割合 (②／①)	%	83.4	84.5	1.1
④	重加算税賦課件数	件	23	28	121.7
⑤	重加算税賦課割合 (④／②)	%	11.2	11.4	0.2
⑥	申告漏れ課税価格 <sup>(注)</sup>	百万円	6,202	6,135	98.9
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円	849	985	116.0
⑧	追徴税額 本税	百万円	1,305	1,162	89.0
⑨	加算税	百万円	223	160	71.9
⑩	合計	百万円	1,528	1,322	86.5
⑪	1実件地当たり 申告漏れ課税価格 (⑥／①) <sup>(注)</sup>	万円	2,511	2,108	84.0
⑫	追徴税額 (⑩／①)	万円	619	454	73.5

(注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

## 2 相続税の簡易な接触の状況

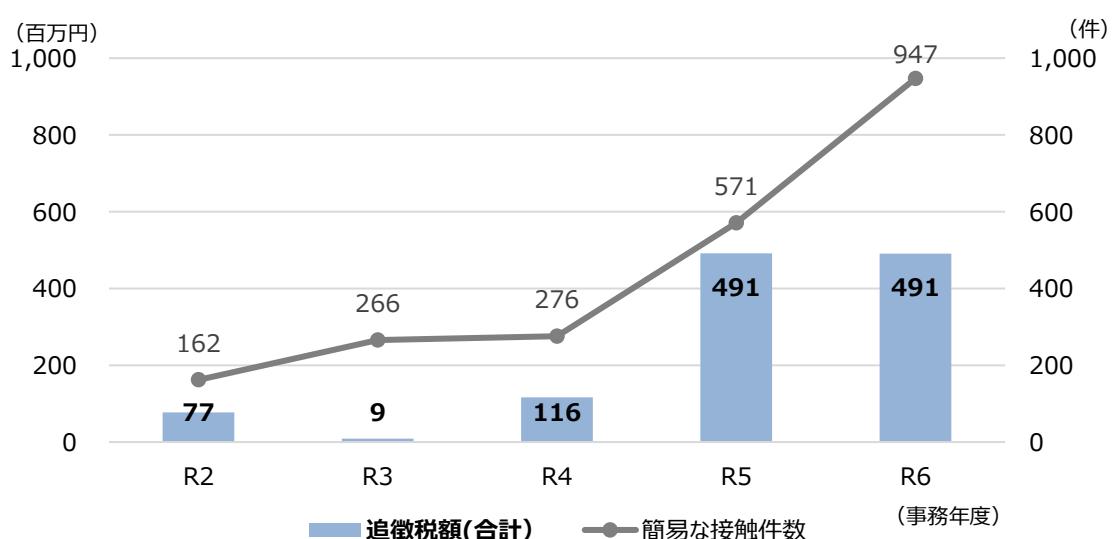
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和6事務年度においては、令和5事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は947件（対前事務年度比165.8%）、申告漏れ等の非違件数は245件（同152.2%）、申告漏れ課税価格は41億8千1百万円（同140.1%）と増加し、いずれも簡易な接触の事績の公表を始めた平成28事務年度以降で最高となり、追徴税額合計は4億9千1百万円（同99.9%）でした。

### ○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	簡易な接触件数	件	571	947	165.8
②	申告漏れ等の非違件数	件	161	245	152.2
③	申告漏れ課税価格	百万円	2,985	4,181	140.1
④	追徴税額	本税	百万円	466	472
⑤		加算税	百万円	25	19
⑥		合計	百万円	491	491
⑦	1 簡易な接觸	申告漏れ課税価格 (③／①)	万円	523	442
⑧	た接觸	追徴税額 (⑥／①)	万円	86	52
					%
					%
					%
					%
					%

### ○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



## II 調査に係る主な取組

### 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

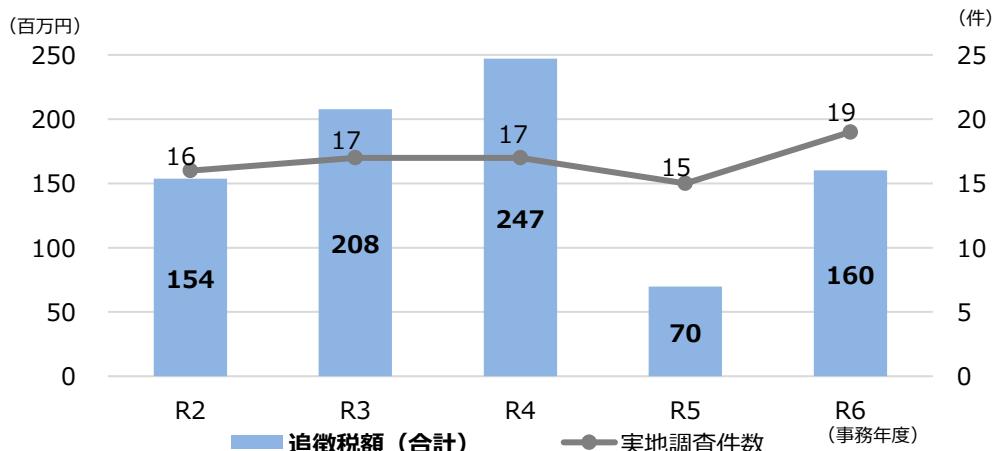
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和6事務年度においては、実地調査件数は19件（対前事務年度比126.7%）、追徴税額は1億6千万円（同229.8%）でした。

#### ○ 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	15	19	126.7
②	申告漏れの非違件数	件	12	15	125.0
③	非違割合 (②/①)	%	80.0	78.9	▲1.1
④	申告漏れ課税価格	百万円	866	1,639	189.4
⑤	追徴税額	本税	百万円	122	229.7
⑥		加算税	百万円	38	230.2
⑦		合計	百万円	160	229.8
⑧	1 実地当たり調査件数	申告漏れ課税価格 (④/①)	万円	8,626	149.5
⑨		追徴税額 (⑦/①)	万円	843	181.4

#### ○ 相続税の無申告事案に対する調査事績の推移



## 2 贈与税の実地調査の状況

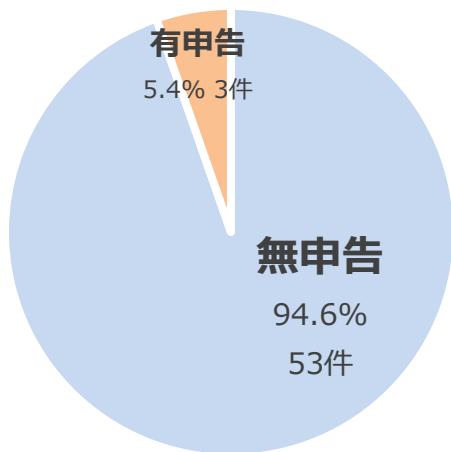
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和6事務年度においては、実地調査件数は59件（対前事務年度比134.1%）、追徴税額は1億4百万円（同124.7%）でした。

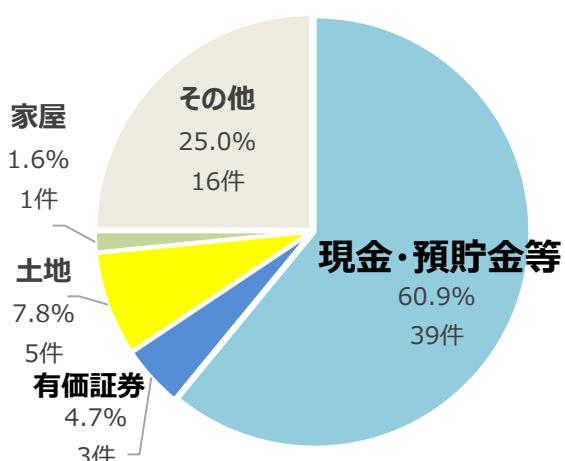
### ○ 贈与税事案の実地調査の状況

項目		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 44	件 59	% 134.1
②	申告漏れ等の非違件数	件 44	件 56	% 127.3
③	申告漏れ課税価格	百万円 276	百万円 380	% 137.8
④	追徴税額	百万円 83	百万円 104	% 124.7
⑤	1 実 件 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (③／①) 627	万円 644	% 102.8
⑥		追徴税額 (④／①) 189	万円 176	% 93.0

### ○ 申告漏れ等の非違件数の状況



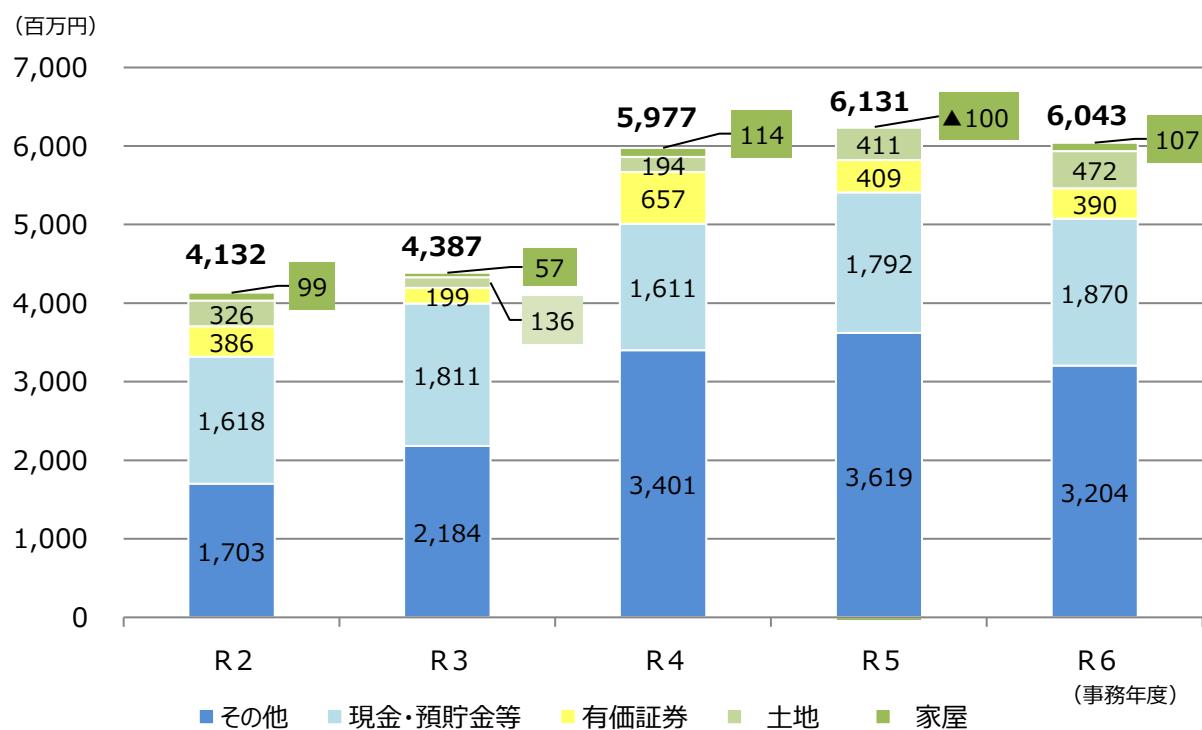
### ○ 調査事績に係る財産別非違件数（延件数）



（注） 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

### III 参考計表

#### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



#### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

